

令和 6 年度 第 1 回成年後見制度利用促進協議会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 6 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 45 分
2. 開催場所 村上市役所 5 階 第五会議室
3. 出席者 （※敬称略）
- 【出席委員】 佐藤会長、川村委員、鈴木委員、増子委員、海沼委員、佐野委員、吉田委員
佐藤（美）委員、木村委員、佐藤（小）委員
- 【オブザーバー】 伊藤氏（新潟家庭裁判所新発田支部）
土田主事（県高齢福祉保健課）、寺口主査（県社協企画広報課）
- 【中核機関】 伴田係長・田中主事（村上市社会福祉協議会）
- 【事務局】 福祉課：太田課長、田巻係長、鈴木相談支援専門員
介護高齢課：志田課長、川村室長、田中センター長、志田係長、八幡係長
太田主任（荒川支所）、谷井副参事（神林支所）、島田主任（山北支所）

4. 議事内容（要点筆記）

(1) 開会 （事務局）

(2) 挨拶 会長より挨拶

委員、自己紹介

ー以後、会長が議事の進行ー

(3) 報告事項

○事務局 資料 1 について説明

○会長 市長申立てと成年後見制度利用支援事業について補足説明を求める。

○事務局 本人に申立ての判断能力がなく、親族の協力も得られない場合の最終手段が市長申立てである。村上市でも市長申立ては年々増加傾向にある。成年後見制度利用支援事業は、制度利用に必要な報酬を助成するものである。村上市では生活保護受給者、または預貯金から報酬額を差し引いた額が 50 万円以下の方を対象としている。

○会長 市長申立て件数は微増である。利用支援事業の助成額は減少しているが、これは制度利用により財産管理が適切に行われ、助成を受けなくても制度を利用できる方が出てきていることも要因と考えられる。ニーズが減っているわけではないと理解している。では質問を受けたい。

○委員 質問なし。

○事務局 資料 2 について説明。

○会長 中核機関を担う 3 部署の役割分担はどうなっているか。

- 事務局 明確な役割分担は設けておらず、各部署が四つの機能に取り組んでいる。広報は共同で実施している。市民後見人の養成や育成については、法人後見の実績がある社会福祉協議会に委託している。
- 会長 令和6年度目標の後見人支援機能は、3機関が共同で取り組んでいるのか。
- 事務局 協議会運営は介護高齢課が担当し、市民後見人のバックアップ体制については3部署で協議している。
- 会長 バックアップ体制を各3機関でそれぞれ検討しているのか。
- 事務局 各機関で検討した内容を持ち寄り、市としての体制を検討している。
- 会長 県社協から支援内容について説明をお願いしたい。
- オブザーバー（県社協）
県の委託事業として今年度から村上市の支援を行っている。市民後見人養成講座は実施されているが、家庭裁判所からの選任実績がないため、市民後見人誕生に向けた体制づくりを支援している。最終的には市の方針によるが、既存体制の中での対応か、国の財源等を活用した体制強化を図るかが課題と考えている。
- 事務局 資料2-1（相談支援）について説明。
- 会長 相談件数は令和4年度から増加し、令和6年度は7月時点で前年度を上回るペースである。増加要因は分析しているか。
- 事務局 特段の分析はしていないが、市報による制度周知の影響も考えられる。
- 事務局 資料2-2について説明。
- 委員 市長申立要否検討会で申立て不要と判断した理由は何か。また、後見人等の相談内容について教えてほしい。
- 事務局 申立て可能な親族が確認できたため、その親族を支援することで申立てが可能と判断したケースである。相談内容としては施設入所手続きなどに関する相談があった。
- 委員 市長申立要否検討会に社協は参加しているのか。また、親族申立てで候補者がいない場合は受任調整会議にかけないのか。
- 事務局 要否検討会は市職員のみで行っている。受任調整会議は市長申立てに限らず、親族申立てでも候補者が見つからない場合は対象としている。
- オブザーバー（県社協）
受任調整会議は市民後見人の活用にも有効である。市長申立てに限らず親族申立て案件も対象とする整理を検討してほしい。
- 会長 報告事項について意見はあるか。

- 委員 各数値の評価の仕方がわかりにくい。市としてどの方向を目指しているのかを示してほしい。
- 会長 私も同感である。数値をどう読み、何を指すのかが重要である。次回以降整理して示してほしい。
- 事務局 令和３年度の実態調査では、制度利用が必要と思われる方が約 632 人、実際の利用者は 120 人程度であった。潜在的ニーズは大きい。必要な時に制度を利用できる体制と担い手確保の両方を進める必要があると考えている。
- 委員 本協議会は制度利用を促進することを目的としているという理解でよいか。
- 事務局 そのとおりである。周知を進めるとともに、受任できる体制整備を進めたい。
- 副会長 担い手は現在足りているが、このペースで増えれば将来的に不足する可能性がある。
- 事務局 資料３に基づき説明。
- 会長 養成講座修了者がいるにも関わらず、市民後見人が誕生していない理由は何か。
- 事務局 最大の課題はサポート体制の未整備である。家庭裁判所からも支援体制や不正防止体制の整備が必要と指摘されている。
- 会長 家庭裁判所に選任してもらうために体制整備を進めているということか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会長 資料３の支援体制の内容を説明してほしい。
- 事務局 監督人専任型を想定している。監督人が選任されることで、市民後見人の支援や不正防止が可能となり、相談体制も確保できると考えている。
- 会長 監督人の受け皿をどう確保するかが課題となる。
- 事務局 資料４について説明。
- 会長 監督人は社会福祉協議会を想定しているが、この体制が適切か、また社協の負担が大きくなりすぎないかが課題である。
- 委員 市民後見人にとって支援体制が整っているかが重要である。社協だけでなく他の監督人の可能性も検討すべきではないか。
- 委員 任意後見制度の活用も含めて検討すると体制のあり方も変わる可能性がある。
- 会長 社協の人的・財政的負担への手当はあるか。
- 事務局 県補助事業の活用を検討している。また利用支援事業の要綱を見直し、監督人報酬の助成も検討したい。

- 会長 法人後見から市民後見人へリレーすることで社協の報酬が減る可能性があるため、何らかの支援策が必要である。
- 副会長 必要な市民後見人の人数目標が明確ではない。またフロー図では社協の負担が大きく、再検討が必要ではないか。
- オブザーバー（家裁）
市民後見人が孤立しない支援体制が重要である。社協だけでなく専門職と連携した複数体制も検討してほしい。
- 会長 支援体制の具体化と専門職の関与について重要な示唆をいただいた。
- 会長 本スキームについて①賛同②再検討③反対の三案で議決したい。
- 副会長 フロー図の法人後見運営委員会の構成が不明確であり、このままでは反対である。
- 会長 改めて三案で採決を行う。
- (採決) ①賛同 7名 ②再検討 3名
- 協議会として①の案で議決した。
- 副会長 挨拶
- 事務局 閉会